

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第56号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営小坂地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月14日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 縦覧に供すべき書類
県営小坂地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和4年2月14日から
令和4年3月15日まで
- 3 縦覧の場所
南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第57号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営中沖北部地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月14日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 縦覧に供すべき書類
県営中沖北部地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和4年2月14日から
令和4年3月15日まで
- 3 縦覧の場所
富山市役所
射水市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第58号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営柳瀬地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月14日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 縦覧に供すべき書類
県営柳瀬地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和4年2月14日から
令和4年3月15日まで
- 3 縦覧の場所
砺波市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第

定により、富山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年2月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

令和3年10月1日から令和4年1月25日まで

3 作業地域

富山市 興人町地内

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年2月14日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市黒河新字坂前2601番2、2602番3、2602番5、2603番1、2603番2、2603番3、2603番4、2603番5、2604番5、2604番6、2601番2地先、2602番3地先及び2603番4地先並びに黒河字三百野3883番、3884番、3884番2、3884番3及び3884番地先並びに黒河新字三百野232番2の一部及び232番2地先	同左	道 路 下 水 道	射水市三ヶ1525番地	山徳不動産開発株式会社

県有財産（土地）の貸付に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の貸付について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 4 年 2 月 14 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項**(1) 入札に付する物件**

物件番号	所在地	面積（登記簿）	地目	予定価格	入札保証金
1	富山市千歳町一丁目 4番2	947.91平方 メートル	宅地	5,684,900円	568,490円
2	富山市曙町 109番3	640.17平方 メートル	宅地	976,803円	97,680円

備考 予定価格とは、あらかじめ県が定めた最低貸付料をいう。

(2) 貸付期間

物件 1、2 貸付期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとし、その後は令和 7 年 3 月 31 日までを限度として、1 年毎に富山県と借受者の同意により貸付期間を更新することができるものとする。ただし、貸付期間中は、借受者より契約の解除を申し出ることはいできない。

借受者は、前項の規定による貸付期間の更新を行おうとする場合、貸付期間の満了の 5 月前までに、更新の意思があることを、富山県に書面をもって通知しなければならない。

富山県は、借受者から前項の規定に基づく通知があった場合には、貸付期間の満了の 3 月前までに、更新の可否を、借受者に書面をもって通知しなければならない。

また、貸付期間の途中で借受者の駐車場運営に配慮して県が契約を解除することはありません。

2 入札に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する方は、この入札に参加することはできません。

(1) 地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項各号のいずれかに規定する者又は同条

第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者

なお、(2)については、お問い合わせください。

3 入札説明書、入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時 令和4年2月14日（月）から令和4年2月28日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部管財課県有施設総合管理推進班

電話番号 076-444-3172（直通）

4 入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする方は、令和4年2月28日（月）までに、入札説明書に定める申込書及び添付書類を、富山県経営管理部管財課へ持参されるか、又は簡易書留でお申し込みください（簡易書留は、締切期限の消印有効です。）。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 物件1 令和4年3月7日（月）午前10時30分から

物件2 令和4年3月7日（月）午前11時20分から

(2) 場所 富山市新総曲輪1-7

富山県庁東別館1階入札室

(3) 受付時間

入札保証金の納付は、入札時間の開始30分前から10分前まで受け付けます。

6 入札保証金

入札に参加しようとする方は必ず、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手により前記1の表に掲げる入札保証金を入札執行日の受付時間内に納めなければなりません。

7 落札者の決定方法

有効札のうち、予定価格以上の最高価格で入札した方を落札者とします。

8 入札の無効

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び別に定める入札心得書第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の締結

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は算入しません。）に契約を締結する必要があります。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属します。

10 用途の制限

落札者は、貸付物件を有料貸駐車場として運営・管理しなければなりません。

11 質問受付

質問は、令和4年2月18日（金）午後5時15分までに富山県電子申請サービス又はFAXで提出してください。原則として電話での質問は受け付けません。

質問への回答はまとめて県ホームページに令和4年2月22日（火）に公開します。入札参加者は、県の質問への回答を了承したものとします。

なお、貸付対象物件に存置する構造物等に関する質問の際は、必ず該当する部分の写真を添付してください。

富山県電子申請サービス：<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/GNu3WaM5>

FAX：076-444-3486

12 その他

県は、本件の入札結果及び契約内容（個人に関する情報を除く。）について、事後に公表するものとします。

13 問い合わせ先

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部管財課県有施設総合管理推進班

電話番号 076-444-3172（直通）

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年2月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

液晶モニタ 121台

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月28日

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、A又はBの等級に格付けされている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札参加申込書を(4)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格

を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

- (3) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を(4)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札参加申込書及び応札仕様書等の提出期限

令和4年2月22日 午後4時

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書、入札参加申込書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和4年2月14日から同年2月18日までの間の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

令和4年3月2日 午前10時

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時

令和4年3月2日 午前10時

- (2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 202会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までにその旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
 - (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
-

